

検討を深めるべき論点について (需要開拓費)

平成28年11月10日

電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

論点

- 本日は「需要開拓活動のスキーム・手続き等の適正性」についてご議論をいただきたい。

論点

内容

対応

需要開拓活動 の対象地域

- 都市ガス導管網が未だ整備されていない地域における都市ガス導管網の整備促進という主旨に照らして、対象となる地域はどこか。

- 個別審査において対応

需要開拓活動 のスキーム・手続き等 の適正性

- 各社の説明を踏まえ、各社の需要開拓に係る委託費の条件や公募スキームは適正と言えるか。

- 本日議論

需要開拓活動の適正性について

- 各社の説明を踏まえ、各社の需要開拓に係る委託費の条件や公募スキームは適正と言えるか。（第16・18回料金審査専門会合の各社説明資料を参照）
- これまで料金審査専門会合で頂いた需要開拓費に関する主な御意見は以下のとおり。

（第16回）

- 需要が増えて、その結果として託送量の収入が増えるという部分の2分の1というのを上限にして、合理的な見積もりに関して申請するということになっており、その上限の説明はあったけれども、上限の範囲内で合理的だということの説明はほとんど聞けなかったような気がする。
- 各社の説明はどんぶり、託送料金という公共性の高いものに入れるには、各社の説明は耐えられない。今回は、一円も認めないとしてはどうか。

（第18回）

- 範囲の適正性しか説明がなく、コストの適正性に関しては引き続き説明がなかった。
- 需要開拓費を規制料金でどこまでカバーすべきか。
- 算定省令上、決まっているのは2.5年という上限。その範囲内で適正な額を申請することが決まっているが、「適正」の判断基準は法令等では決まっていない。

(参考) 算定省令 抜粋

需要調査・開発費

以下のA及びBの合計額とする。

A. 需要調査費

原価算定期間内において想定される適正な見積額とする。

B. 需要開拓費

当該一般ガス事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該一般ガス事業者が過去5年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及びガス事業法施行規則第2条の2に規定する導管にあっては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額の5年分の1／2として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。

需要開拓活動の適正性について

- 各社の需要開拓委託費の一件当たりの支払額は、その新規顧客の需要量に応じ、以下のように増加する設定となっている。
- 獲得した需要が大口の場合、一件でも大きな額の委託費を支払うこととされているが、これは合理的と言えるか。

年間開発ガス量	360m ³ (家庭用)	10万m ³	100万m ³	1,000万m ³
東京ガス (東京地区等)	5 1 千円	2 . 6 百万円	1 8 百万円	9 7 百万円
大阪ガス	6 1 千円	2 . 5 百万円	2 0 百万円	9 6 百万円
東邦ガス	6 1 千円	3 . 2 百万円	1 9 百万円	1 1 0 百万円

(出典) 東京ガス・大阪ガス・東邦ガスの情報に基づき、電力・ガス取引監視等委員会事務局が作成